

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	北本市二ツ家三丁目一〇番一地先から同市二ツ家三丁目一〇番一地先まで
供用開始の期日	令和三年八月三十一日
備考	平成十九年三月二十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一六・〇〇メートル